

1. お問い合わせ



2. 見学体験利用が出来ます



3. 市役所や区役所の福祉の窓口で「通所受給者証の申請」

通所受給者証の発行には(医師の診断書やサービス等利用計画案など)を作成して提出  
※サービス等利用計画案は相談支援事業所に依頼して作成できます。



4. 支給決定と受給者証の交付



5. 利用契約



6. ご利用開始